

☆ 診療報酬の原則

- ① 次の要素を満たす場合に点数が設定
 - ア 疾病・負傷に対する治療行為であること
 - イ 有効性、安全性等が科学的に確立されていること
- ② 対面診療に対するものが原則

1 医師対医師のケース

専門的な知識を持って遠隔的に画像診断を行うなど、患者に対する医療サービスが向上している場合は、診療報酬上の評価を行っており、平成20年度の診療報酬改定においても上乗せで評価したところ。

2 医師対患者のケース

(1) 診療報酬の対象外のもの

- ① テレビ電話等を用いた予防・健康相談等は、疾病や傷病に対する治療行為を給付対象とする診療報酬の対象とはならない。
- ② テレビ電話等の設置・通信・維持費、通信ケーブルなどのインフラ整備費などは、効果的な診療を行うために必須の医療機器ではなく、診療報酬の対象とはならない。

(2) 遠隔医療による治療

- 対面診療が原則であり、遠隔診療はあくまで補完的な役割であることから、診療報酬上の評価のためには、対面診療に比べて患者に対する医療サービスの質が上がるという科学的なデータが必要。
- 過疎地などの地域の特性として遠隔医療が必要であり、そのインフラ整備や維持・運営費に資金が必要ということであれば、遠隔診療を必要としない都会に住む方からも集めている保険料や税を財源とした診療報酬で対応するべきはなく、地方交付税、補助金等により対応することが適切。